# 職場のパワーハラスメントの予防・解決

職場内でのいじめや嫌がらせに悩む職場が増えてきています。 これら職場のパワーハラスメントは、適切な対応により、予防・解決が可能です。 組織全体で対応し、快適な職場環境の実現を目指しましょう。

## 1. 「職場のパワーハラスメント」の概念と行為類型

平成24年1月厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・ グループ」では、「職場のパワーハラスメント」の概念を以下のように整理しました。

「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為」

また、職場のパワーハラスメントの行為類型を以下のとおり整理しました。ただし、これらは職場のパワーハラスメントに当たりうる行為のすべてを網羅するものではなく、これ以外は問題ないということではないことに留意する必要があります。

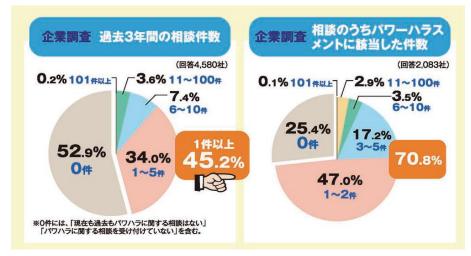
1 身体的な攻撃	4 過大な要求
・暴行・傷害	・業務上明らかに不要なこと や遂行不可能なことの 強制・仕事の妨害
2 精神的な攻撃	5 過小な要求
・脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい 暴言	・業務上の合理性なく、能力 や経験とかけ離れた程度の 低い仕事を命じる、仕事を 与えないこと
3 人間関係からの切り離し	6 個の侵害
・隔離・仲間外し・無視	・私的なことに過度に立ち入る

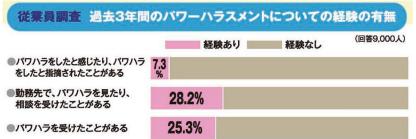
#### 2. 「職場のパワーハラスメント」はすべての職場にとっての課題

厚生労働省では、平成24年度に職場のパワーハラスメントに関する実態調査を行いました。

それによれば、過去 3年間に45.2%も の企業がパワーハラス メントに関する相談を 受け、そのうち実際に パワーハラスメントに 該当する事案が70. 8%ありました。

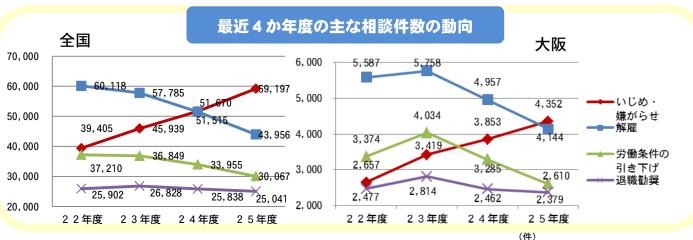
一方、従業員調査では、過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は、回答者全体の25.3%でした。





都道府県労働局に寄せられる企業と労働者の紛争に関する相談で、「いじめ・嫌がらせ」に関するものは、平成14年度には約6,600件(全体の5.8%)であったものが、平成25年度には59,197件(全体の19.7%)と急増し、「解雇」を抜いて相談件数のトップとなっています。

また、職場での(ひどい)嫌がらせ、いじめ、暴行や職場内でのトラブルにより、うつ病などの精神障害を発病し、労災補償を受けるケースが増えています。



	H 2 2 年度		H 2 3 年度		H 2 4 年度	
	全国	大阪	全国	大阪	全国	大阪
精神障害の労災補償の支給決定件数全体	308	21	325	21	475	36
(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	39	4	40	4	55	8
上司とのトラブルがあった	17	1	16	2	35	3
同僚とのトラブルがあった	0	0	2	1	2	1
部下とのトラブルがあった	1	0	2	0	4	0
達成困難なノルマが課された	6	0	6	2	3	0

#### 3. 「職場のパワーハラスメント」対策をとらないことのリスク

パワーハラスメントが企業にもたらす損失は、想像 以上に大きいといえます。

**パワーハラスメントを受けた人**にとっては、人格を 傷つけられ、仕事への意欲や自信を失い、さらにここ ろの健康の悪化にもつながり、休職や退職に至る場合 すらあります。

**周囲の人たち**にとっても、「パワーハラスメント」 を見聞きすることで、仕事への意欲が低下し、職場全 体の生産性にも悪影響を及ぼしかねません。

**パワーハラスメントを行った人**も、職場の業績悪化 や社内での自身の信用の低下をもたらし、さらには懲 戒処分や訴訟のリスクを抱えることにもなります。

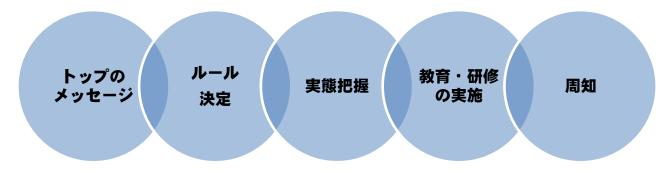
**企業**としても、これを放置すると、裁判で使用者としての責任を問われることもあり、企業のイメージダウンにもつながりかねません。



### 4. 企業における「職場のパワーハラスメント」の予防・解決

パワーハラスメント問題に取り組み、一人ひとりの尊厳や人格が尊重される職場づくりをすることは、職場の活力につながり、仕事に対する意欲や職場全体の生産性の向上にも貢献することになります。

職場のパワーハラスメントは、いったん事案が発生してしまうと、その解決に時間と労力を要します。まずは問題が発生しないように、予防対策を講じることが重要です。主な予防対策として、以下の5つが有効と考えられています。



また、発生した職場のパワーハラスメントを解決するためには、以下の手段が考えられます。

## 相談や解決の場を設置する

- 相談窓口の設置
- 対策委員会等の設置 など

### 再発防止のための取組

- 相談者へのフォロー
- ・職場環境の改善など

### 5. 参考

職場のパワーハラスメントの予防・解決については、以下のホームページ等で情報配信しています。

「職場のパワーハラスメント」に関する特設サイト:「あかるい職場応援団」

http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/

## 主な掲載内容

- 職場のパワーハラスメントに関する基本事項
- 企業の取り組み事例
- 〇 裁判事例

職場のパワーハラスメント対策ハンドブック

http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/download





